

□■レポート作成講座 2号 2022□■（養成所ニュースプラス 2号）

今日から相談援助演習の面接授業（スクーリング）が始まりました。大阪会場からのスタートです。

広辞苑には、演習とは「物事に習熟するために練習を行うこと」とあります。相談援助演習は、皆さんがご自身で学んでいる知識や技術をこの「演習」とおして、身に付けていただくねらいがあります。この3日間は、個人ワークやグループワークの時間が多く、より能動的に学んでいただく内容になっています。通信課程の養成校を選ばれた皆さんにとっては、受講生や担当教員と交流できる貴重な時間にもなります。

なお、全ての会場、全てのクラスで、専任教員から2年生には国家試験の準備について、1年生にはレポート作成の留意点についてお伝えさせていただきます。10分程度の短い時間ですがよろしくお祈いします。

さて、参議院選挙は明後日が投票日となります。投票をしたいという人の権利を無駄にしないようにしたいものです。そのためには、投票を難しくしている「社会的障壁」を「合理的配慮」で解決していくことが望まれます。今回の【国試対策〇×クイズ】は「合理的配慮」を取り上げました。

【国試対策〇×クイズ】

「障害者差別解消法」に規定された行政機関等及び事業者による社会的障壁の除去の実施について、必要かつ合理的な配慮の内容に関する次の記述は正しいでしょうか。誤りでしょうか。（「現代社会と福祉」第30回を改変）

1. 配慮の対象は、いわゆる障害者手帳の所持者に限られる。
2. 障害の種別ごとに定められた配慮事項の遵守を義務付けている。
3. 障害者から社会的障壁の除去を必要とする旨の意思表示があった場合、その実施に伴う負担が過重でないときは、配慮が求められる。

正答と解説は最後に記載してあります。

■Yoseijo Info

今年度スクーリングは、会場に集まった方式（対面）で実施いたします。6月1日付でホームページにお知らせを掲載しています。

詳しくはこちら→<http://www.aigo.or.jp/yoseijo/?p=6038>

※スクーリングの詳細（実施要綱等）については、全受講生に向けて発送しています。届いていない場合やご不明な点がある際は、本養成所にお早めにお問い合わせください。

■Test Info

国家試験に関する情報をお届けします

- ・第34回国家試験は、令和5年2月5日（日）です。

詳しくはこちら→<http://www.sssc.or.jp/shakai/gaiyou.html>

- ・日本ソーシャルワーク教育学校連盟主催の全国統一模擬試験のご案内です。

詳しくはこちら→<https://www.spw-mosi.com/exam/>

■Plus Info

その他の情報をお届けします

- ・日本知的障害者福祉協会では様々な情報を発信しております。

詳しくはこちら→<http://www.aigo.or.jp/>

■Plus Column

【文章作法を意識する】

1週間後にレポート提出期間が迫ってきました。準備万端、投函を待っている方も今アクセルを踏み込んだ方も文章作

法を確認してみましょう。前回もお伝えしていますが、特に1年生は、「受講の手引」の裏にありますチェックリストを使って点検をしてください。

1学期のレポートで多いルール違反は、「である、だ」(常体)に「です、ます」(敬体)が混じったものまたは全て「です・ます」で書いたもの、段落がひとつもないものまたは文章ごとに段落としているもの、体言止め、数字やアルファベットのひとマスへの入れ方、引用・参考文献の未記入がベスト5です。「受講の手引」p.18・19を再確認して、作成したレポートを3回は読み返してください。

文章作法が守られていないレポートは、事務局が判断して一旦お戻しします。「それくらいのことで？」という声が聞こえそうですが、社会人として、また、ソーシャルワーカーとしてルールを踏まえた文章を書けるように意識しましょう。

■Back Number

過去のバックナンバーはこちら→http://www.aigo.or.jp/yoseijo/?page_id=2686

【国試対策○×クイズ：正答と解説】

【正答】1と2は×、3は○

*今回も1と2のどこが間違いかテキストで調べてみましょう。

参議院選挙運動期間も最終盤になりました。NHKは「みんなの選挙」というWebサイトを立ち上げ、様々な障害のある人や支援者に役立つ情報を掲載しています。その中で、障害のある人の投票には、投票場への移動、投票所の環境、情報がないという3つの「壁」があると整理し、多くの声を紹介しています。

知的障害のある人の選挙への参加の取り組みでは、2013(平成25)年に、違憲判決により被後見人も選挙に行くことができるようになりました。このことをきっかけに、東京都狛江市では、本人、家族、家族会、障害者施設、行政等がネットワークを作り「わかりやすい選挙」に取り組んできました。選挙権は基本的人権である参政権のひとつです。「障害者権利条約」第29条は政治的及び公的活動への参加を謳い合理的配慮を求めています。

障害者差別解消法は「障害者に対する支援と障害者自立支援制度」の第32・31・28回で、「現代社会と福祉」第30回で出題されています。

※掲載内容の転載・再配布はご遠慮ください。

※メール内容に対する個別の対応は行っておりません。

※問い合わせ等については社会福祉士養成所ホームページより行えます。

〒105-0013 東京都港区浜松町 2-7-19 K D X 浜松町ビル 6F

Copyright2016 YoseijoNewsplus